

昭和二十五年三月三十一日 日刊(日曜休、日休刊)
第三種郵便物認可 付録資料版(毎週水曜)

官報

大蔵省印刷局発行

目次

省令

○農林省令第一号
植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和五十三年一月十日

農林大臣 中川 一郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

別表一の四の項の植物の欄中「さくらんぼ」の下に「(アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるビング種、ランパート種及びパン種のさくらんぼであつて農林大臣が定める基準に適合しているものを除く。)」を加える。

附則

この省令は、昭和五十三年一月十三日から施行する。